

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>障がい者による芸術文化活動の裾野拡大や社会参加の機会創出を図るため、全国障害者芸術・文化祭と連携、連動した県内の障がい者による作品展示等、障がい者の芸術・文化活動を促進する事業を開催するものである。</p> <p>本事業は、作品の展示作業だけではなく、展覧会の企画から作品創作、展示方法等のアドバイスやサポートも含めて障害福祉サービス事業所や作家と連携して作り上げていく事業であり、企画運営するためには、県内の作家の活動状況を把握し、障がい者による芸術に関するノウハウを有している必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下、「財団」という。）は、平成30年7月から「岐阜県障がい者芸術文化支援センター」を運営し、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援、人材の掘り起こしや育成に加え、展覧会の企画運営から作品創作等のアドバイスを行う職員を配置し、様々な事業を実施してきた実績があり、障がい者による芸術に関するノウハウを有している県内唯一の団体である。</p> <p>さらに、国補助事業（障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業）の実施要領において、「障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること」と定められており、同支援事業を実施している県内唯一の団体である。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に実施できる団体は、県内に財団をおいて他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。